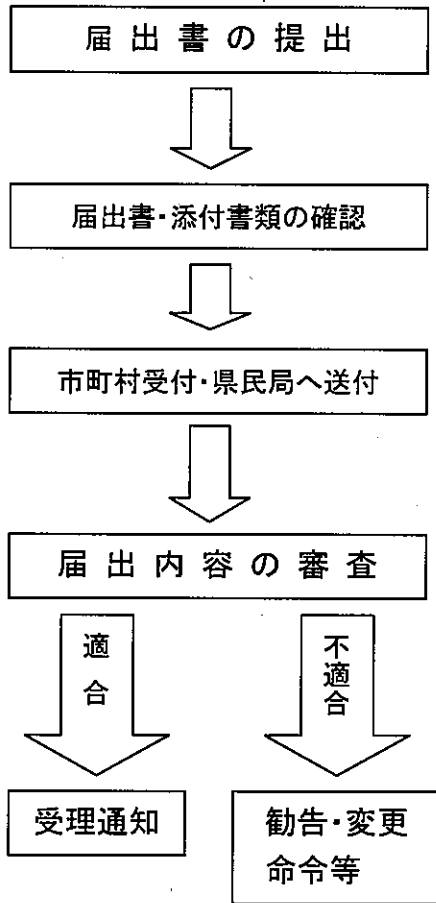


○届出審査のフロー図



(留意事項等)

市町村の受付窓口に届出書(正副2部)を提出してください。

届出の受理から30日は、行為の着手が制限されます。

市町村が記載必要事項の記入漏れがないか、添付書類が揃っているか等を確認します。

市町村が受付を行い、正本1部を県民局へ送付します。

景観計画に定める景観形成基準により審査を行います。

- ・周辺の調和を乱す位置に立地していないか
- ・周辺と遊離した特異な形態、意匠を採用していないか
- ・突出した、けばけばしい色彩となっていないか 等々

県民局は、届出内容が景観形成基準に適合していれば届出者及び市町村に受理通知を行います。

不適合の場合、勧告(景観法第16条第3項)又は変更命令(同法第17条第1項)を行い、必要に応じて現状回復等を命ずることがあります。